

(1) ごみ・資源

別 紙

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	
千代田区収集ごみ・資源 17,886 ト	燃やすごみ	12,406 ト 日量 40 ト うち家庭廃棄物 7,364 ト	千代田区 全 域	千代田区が資源・ごみ集積所で原則として週 2 回収集する。	車両による。	焼却等の中間処理 ^(注1) をした後、埋め立て処分する ^(注2) 。	燃やすごみ ^{※1} と燃やさないごみ ^{※2} とに分別し、あらかじめ定められた資源・ごみ集積所へ、それぞれの収集日時に、規則第 20 条に定める基準に適合した容器又は袋に収納して持ち出すこと。 ※1 燃やすごみ…厨芥類、繊維くず、草木、資源回収を実施していない紙くず・廃プラスチック類・ゴム類、皮革類等 ※2 燃やさないごみ…ガラスくず、陶磁器くず、金属くず、家電リサイクル法対象品目及び粗大ごみ品目に該当しない小型家庭電化製品等の複合物等。 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物 ^(注3) を千代田区が収集する場合、条例第 33 条の規定により「千代田区有料ごみ処理券」を貼付して排出すること。
	燃やさないごみ	417 ト 日量 1.5 ト うち家庭廃棄物 246 ト		千代田区が資源・ごみ集積所で原則として月 2 回収集する。	車両及び船舶による。	原則として、破砕等の中間処理をした後、埋め立て処分する。	条例第 34 条第 1 項に規定する排出禁止物を排出してはならない。 不要となった密閉形蓄電池については、区は収集しないので、製造事業者等が適正に回収・リサイクルできるよう、定められた排出方法等に従うこと。
	粗大ごみ	626 ト 日量 2 ト		区民の申告に基づき千代田区が概ね週 1 回収集する。	車両による。		粗大ごみ受付センターに申告し、条例第 32 条の規定により、「千代田区有料粗大ごみ処理券」を貼付して、指定日に自宅玄関前等に排出すること。 ただし、これによりがたい場合は、区長の指示に従うこと。 粗大ごみに含まれるポリクロリネイテッドビフェニル（PCB）等の有害物は、除去すること。 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象となる、不要となった①エアコンディショナー、②テレビジョン受信機（ブラウン管式テレビ、薄型テレビ（液晶・プラズマ式））、③電気冷蔵庫・電気冷凍庫、④電気洗濯機・衣類乾燥機については、区は収集しないので、製造事業者等が適正に回収・リサイクルできるよう、定められた排出方法等に従うこと。 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の対象となる不要となったパソコンについては、区は収集しないので、製造事業者等が適正に回収・リサイクルできるよう、定められた排出方法等に従うこと。
	資源 (再利用を目的として分別収集するものである。)	4,437 ト 日量 14.3 ト		古紙、飲食用びん・缶 千代田区が資源・ごみ集積所で原則として週 1 回回収する。 また、家庭から排出されたものについては、千代田区が設置した拠点でも回収する。		資源化施設において、再生利用可能な資源として処分する。	古紙は、新聞（折込広告を含む）、雑誌、段ボール、紙パック（飲料用）ごとにひも等で束ね排出すること。紙パックは、洗浄・乾燥後、はさみ等で切り開き、ひも等で束ね排出すること。その他の紙類は、規則第 20 条に定める基準に適合した袋に入れて排出すること。資源・ごみ集積所では資源回収日に排出し、拠点に排出する場合は、専用ボックスに排出すること。 事業系については、条例第 33 条の規定により、「千代田区有料ごみ処理券」を貼付して資源・ごみ集積所に排出すること。 飲食用びん・缶は、洗浄し、指定されたコンテナに分別し、排出すること。 事業系については、種類ごとに規則第 20 条に定める基準に適合した袋に入れ、条例第 33 条の規定により、「千代田区有料ごみ処理券」を貼付して資源・ごみ集積所に排出すること。

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	
				ペットボトル 千代田区が資源・ごみ集積所で原則として週１回収する。 また、家庭から排出されたものについては、千代田区が設置した拠点でも回収する。 プラスチック（プラスチック製容器包装、製品プラスチック） 千代田区が資源・ごみ集積所で原則として週１回収する。 乾電池・蛍光管・スプレー缶・ライター 千代田区が資源・ごみ集積所で原則として月２回収する。 また、乾電池・蛍光管は、家庭から排出されたものについて、千代田区が設置した拠点でも回収する。 古布・廃食用油・使用済みインクカートリッジ・使用済小型家電 千代田区が設置した拠点で、家庭から排出されたものを回収する。			資源・ごみ集積所回収では、キャップやラベルを外し、洗浄及び簡易な圧縮をしたうえで、資源回収日に、資源・ごみ集積所に設置した専用の網袋に排出すること。 事業系については、規則第２０条に定める基準に適合した袋に入れ、条例第３３条の規定により、「千代田区有料ごみ処理券」を貼付して排出すること。 拠点回収では、キャップやラベルを外し、洗浄及び簡易な圧縮をしたうえで、区の回収拠点に設置する専用ボックスに排出すること。ただし、事業活動に伴い排出されたものは、事業者が自己処理責任に基づき処理すること。 中身を除き、洗浄し、資源・ごみ集積所に、規則第２０条に定める基準に適合した袋に入れ、専用の回収日に排出すること。 事業系については、条例第３３条の規定により、「千代田区有料ごみ処理券」を貼付して排出すること。 資源・ごみ集積所では、袋に「キケン」と表示して、蛍光管等の日に排出すること。 事業系については、規則第２０条に定める基準に適合した袋に入れ、条例第３３条の規定により、「千代田区有料ごみ処理券」を貼付して排出すること。 乾電池・蛍光管についてのみ、拠点回収では所定の回収ボックスに排出すること。ただし、事業活動に伴い排出されたものは、事業者が自己責任に基づき処理すること。 古布は、折りたたみ、紐等で束ねて排出すること。 使用済みインクカートリッジは、所定の回収ボックスに排出すること。 廃食用油は、中身の見える蓋付容器に入れ、そのまま回収ボックスに排出すること。 使用済小型家電は、回収ボックスの投入口（３０cm×１５cm）に入る大きさの物を対象とし、これより大きい物は粗大ごみとして適切に排出すること。 事業活動に伴い排出されたものは、事業者が自己処理責任に基づき処理すること。
転居廃棄物 10 ト	転居の際、家庭から排出され、排出者から引越荷物運送業者が処分について委任を受けた、粗大ごみ形状の廃棄物	10 ト		①引越荷物運送業者が、当該業者の保管場所まで運送する。 ②引越荷物運送業者が、許可を有する一般廃棄物収集運搬業者に委託し、東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設に搬入する。	①引越荷物運送業者の車両で行う。 ②一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者の車両で行う。	原則として、中間処理した後、埋め立て処分する。	排出者は、転居廃棄物については、極力居住する市町村に処理の依頼をすること。 引越荷物運送業者は、極力、転居廃棄物について、排出者が居住する市町村に処理の依頼をするよう指導し、やむを得ず処分を受任する場合は、粗大ごみ形状の廃棄物に限るとともに最小限とすること。 引越荷物運送業者は、転居廃棄物を適正に運搬し、保管倉庫に保管すること。 引越貨物運送業者より収集運搬の委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、千代田清掃事務所及び東京二十三区清掃一部事務組合の指示に従い、適正に収集運搬を行うこと。
持込ごみ 43,181 ト	可燃ごみ 不燃ごみ	41,765 ト 日量 115.4 ト 1,416 ト 日量 3.9 ト		事業者が自ら又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に委託し行う。	事業者又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者の車両で行う。	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、原則として、中間処理した後、埋立処分する。	事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、東京二十三区清掃一部事務組合の管理する施設を利用して処分する場合は、可燃ごみと不燃ごみとに分別するなど、千代田区の指示に従うこと。 条例第３４条第１項に規定する排出禁止物を排出してはならない。

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	
自主回収による資源 62, 229 ト	有価物集団回収による古紙等	1, 340 ト		町会等の実践団体が自主的に行う。	実践団体が自主的に行う。	実践団体が再生利用が可能な資源として資源取扱業者等に売却するなどして処分する。	実践団体は、適切な分別を行うとともに、団体活動を継続的かつ活発に行うため、地域の実情に応じた創意工夫に努めること。
	ちよだエコ・オフィス町内会による事業系古紙	114 ト		中小事業系古紙について、ちよだエコ・オフィス町内会が参加事業所から、定期的に又は随時回収する。	ちよだエコ・オフィス町内会が回収する。	ちよだエコ・オフィス町内会が再生利用が可能な資源として資源取扱業者等に売却するなどして処分する。	参加事業所は、オフィス古紙の発生を抑制するとともに、定められたルールに従い適切な分別排出に努めること。
	事業用大規模建築物 ^(注4) における古紙、びん・缶、ペットボトル等	60, 775 ト		事業用大規模建築物の所有者・テナント等が、民間ルートを活用し自主的に行う。	所有者等が自ら又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者の車両で行う。	事業用大規模建築物の所有者等が再生利用が可能な資源として資源取扱業者等に委託するなどして処分する。	事業用大規模建築物の所有者及び事業所は、ごみの発生を抑制するとともに、定められたルールに従い適切な分別排出に努めること。
区施設から排出される生ごみ 85 ト	生ごみ	85 ト	区本庁舎、区立小・中学校、保育園・こども園、一番町特別養護老人ホーム等	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に委託し行う。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に委託し行う。	一般廃棄物処分業の許可を受けた処理工場で、生ごみを飼料化または堆肥化する。	

備 考
 (注 1) 中間処理 … 2 3 区で設置する東京二十三区清掃一部事務組合で共同処理する。
 (注 2) 最終処分 … 東京都が設置、管理する最終処分場を特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合が共同使用し、埋立処分する。
 (注 3)
 ・ 区長は、家庭廃棄物の処理に支障がない範囲で、事業系一般廃棄物の処理を行う。
 ・ 区長は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲で、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理を行う。
 ・ 一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項第 1 号で定められた産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず（廃油等の付着しているものを除く）、廃プラスチック（原則としてプラスチックの製造、加工業から排出されるものを除く）で、常時使用する従業員数が 2 0 人以下又は 1 事業所当たりの平均排出日量が 5 0 キログラム未満の規模の事業所から排出されたものをいう。
 (注 4) 事業用大規模建築物 … 事業用途に供する面積が1, 000㎡以上の建築物をいう。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

区分	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	
事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルビット汚泥	2,560 トン 日量 7.0 トン	千代田区 全 域	事業者が自ら又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に委託し行う。	事業者又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者の車両で行う。	事業者が自ら又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者に委託し処分する。	便槽内等に布切れその他の異物を投入しないこと。 汲み取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽汚泥及びディスポーザー汚泥	250 トン 日量 0.7 トン	千代田区 全 域	事業者が自ら又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に委託し行う。	事業者又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者の車両で行う。	事業者が自ら又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者に委託し処分する。	汚泥処理槽等に布切れその他の異物を投入しないこと。

備 考

家庭系し尿の処理量は、0トンである。

(3) 動物死体

区分	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	
動物死体	発生の都度、処理する。	千代田区 全 域	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、申告により千代田区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、千代田区の車両で行う。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、申告により千代田区が火葬により処分する。	千代田区に収集を依頼する場合は、規則第23条に定める動物死体届出書により、清掃事務所長へ申告すること。 収集・運搬及び処分に困難を生じないよう千代田区の指示に従うこと。